
京都総合法律事務所メールマガジン 2024年9月号

京都総合法律事務所の野崎隆史です。

「京都から紛争をゼロにする。」

その実現に向けた小さな一歩として、今月も**緊急度・優先度の高い情報**を厳選してお伝えします。

メルマガ特典として、過去に開催したセミナーのテキストや各種雛型等を無料でダウンロードしていただけるようにしています。**URLは編集後記**に記載していますので、どんどんダウンロードしてください。

このメルマガは無断転送大歓迎です！

<目次>

- 【1】皆様への情報提供
- 【2】当事務所のサービス案内
- 【3】編集後記

【1】皆様への情報提供

★YouTubeで配信中★

【京都総合法律事務所 公式?YouTube】

有益な動画を無料でお届けします。

- ・最高裁判例解説 事業主は保険料が上がることを理由に労災給付決定を争えるのか
- ・最高裁判例解説 懲戒免職された公務員が退職手当をもらえないのは当然?
- ・最高裁判例解説 職種限定合意がある従業員に配置転換「命令」を出せるのか
- ・最高裁判例解説 事業場外みなし労働時間と「労働時間を算定し難いとき」
- ・「労働条件明示事項に関する法改正」 「無期転換権行使の機会付与」

- ・令和5年の最高裁判例 5分で押さえるワンポイント開設
- ・最高裁判例解説 何がポイント? 運送業者の賃金体系
- ・最高裁判例解説 これからどうなる? 同一労働・同一賃金
- ・未払賃金と割増賃金

<https://www.youtube.com/@user-cz1cd9im1j/videos>

◆労務◆

【弁護士リチャードソン】

弁護士リチャードソンの直近1か月のポストの中から、再生回数が多かったポストを順番にご紹介します。

<能力不足を理由とする解雇> 再生回数：約3万回

能力不足を理由とする解雇は、証拠化が難しいし注意指導の履歴も残さないとならぬので、そう簡単ではないのですが、このあたりがバッチリできていたのに、注意指導によって「良くなってきた」という履歴が残っていたがため、「ほな行き過ぎやな」と解雇無効になった事例がありました(東京地判 R5.10.27)

<病気休職のイロハ> 再生回数：2つ合わせて約2.5万回

病気休職の目的は期間満了で辞めてもらうことではなく療養して復職してもらうことにあるので、その間、療養経過を何も確認していないとなると、「復職させる気、あった?」ってなことで、解雇なり自然退職なりが無効とされてしまうこともあるので、運用にはくれぐれもご注意ください(水戸地判 R6.4.26)

ちなみに休職中、ずっと治らなかった人が、期間満了直前に急に治ることはよくあることで、現に「復職可」という診断書が出てきていたならば、けして「そんなん信用でけへんやん」って一蹴してはなりません。期間延長してでも主治医や産業医面談等を通じて、しっかり検討して判断すべしとなります。

<無断欠勤と解雇> 再生回数：2つ合わせて約7000回

働いてこそその労働契約ゆえ、働けないこと、特に無断欠勤で働かないことは、解雇事由たり得るものでありますが、たとえば逮捕勾留されていて、理由は詳しく言えないが、しばらく出勤できない旨、弁護士から伝えられた場合、無断ではないものの、理由がハッキリしないとして解雇が視野に入るや否や（続）

試用期間中の事例で会社から今後の信頼関係に関わることだから事情の説明が求められてもなお、説明がなされなかった件につき、本採用拒否としての解雇有効とした例がありました(東京地判 R5.11.16)。こちら試用期間であることはそこそこ重要で、解雇一般に妥当させ得るかはなお検討が必要かと存じます。

＜均等均衡待遇＞ 再生回数：2つ合わせて約 6000 回

我が国の同一労働同一賃金は「違い」を認めている点で「均等均衡待遇」という方が誤解が少ないものでして、特に手を動かす仕事は「同じ」でも、責任や人材活用の仕組が「違う」ならば、待遇差もあり得るもので、ただ不合理であってはならぬという「均衡」の問題となるわけです。非常に日本的かと。

定年後再雇用だからという理由だけで現役時代の何割という考え方がダメという最高裁判決があることはご案内のとおりですが(最判 R5.7.20)、定年後は現役時代と責任や人材活用の仕組などが違っているということが説明できれば「結果的に」何割減ということも、なおあり得るのですな(東京高判 R5.10.11)。

＜ハラスメントによる解雇＞ 再生回数：2つ合わせて約 5500 回

ハラスメントが酷くて解雇したという事例では「注意指導が不十分だった。一発解雇は濫用だ」などという反論がよく出てくるのですが、たとえば当人が上位の管理職であり、自覚がめっちゃ乏しく、相手をかまわずハラスメントに及んでいたような場合には、さすがに一発解雇もあり得ると(東京高判 R4.5.31)

こちらの事例ではそもそも注意指導があったのかなかったのが争点となっており、「あった」との認定なので、より判断は見やすいかと存じます。仮に「なかった」との認定の

場合の見解が分かれると思いますが、当人の立場や自覚の程度、行為の酷さ如何では、解雇有効もあって良いかと愚考しております。

フォローしておくところな有益なポストが自動的に届きます！

https://twitter.com/richaso_law

【ポイント解決！そこが知りたい労務相談】

当事務所の労務チームリーダーである伊山弁護士の書籍、好評発売中です。

経営者の立場から労働実務上生じがちな典型的な「課題」をピックアップして 30 の具体的な質問に Q&A 形式で解説。

https://www.amazon.co.jp/dp/4863263600?ref_=cm_sw_r_apan_dp_7DB1FMRFJ91WEQ9Y7A4F

【ハラスメント対応】

年々増加するハラスメント対応のためには、

- ① ハラスメント申告についての社内規程の整備
- ② ハラスメント申告があった場合の事実の調査
- ③ 事実の調査に基づく会社としての判断
- ④ 会社の判断に従った当事者への対応

が漏れなく行われなければなりません。

ハラスメント対応はこちらの記事を参考にお早めにご相談を！

<https://kyoto-kigyohomu.com/?p=984>

◆コーポレートガバナンス◆

【監査役監査の基礎知識（自己診断）】

日本監査役協会の HP に掲載されている「監査役監査の基礎知識（自己診断）」は毎月更新されます。メルマガを開いた流れでぜひ月 1 回チャレンジしてください。今月も勉強になりました！

<https://www.kansa.or.jp/support/knowledge/>

【SNS とリスクマネジメント】

「ちょこっと弁護士 Q&A」に「SNS での広報活動で炎上しないためのポイント」を提供しましたので、ご覧ください。

https://chokoben.com/media/sns_advertisement_point

◆M&A・事業再生◆

【M&A トラブル】

中小企業庁が M&A トラブルの事例を紹介し、不適切な買い手とのトラブルについて警鐘を鳴らしています。

- × クローリング後、個人保証が解除されなかった事例
- × 譲渡対価の分割払い、退職慰労金の後払いが株式譲渡契約の条件となっているものの、履行されなかった事例

少しでも違和感がある場合はすぐに当事務所にご報告ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2024/240830_01.html

【中小 M&A ガイドラインの改訂】

中小 M&A ガイドラインが改訂されました。

各種契約書のサンプルも掲載されていますので、参考にしてください。

ただし！こういうサンプルはそのまま使うと大変なことになりかねませんので、ちゃんとプロのチェックを受けていただき、正しくお使いください。

<掲載されているサンプル>

- ・ 仲介契約書
- ・ 仲介契約/FA 契約の重要事項説明書
- ・ 秘密保持契約書
- ・ 基本合意書
- ・ リスク説明書
- ・ 株式譲渡契約書

- ・事業譲渡契約書
- ・株式譲渡契約/事業譲渡契約におけるリスク事項についての説明書

<https://www.meti.go.jp/press/2024/08/20240830002/20240830002.html>

【事業再構築法制】

経済産業省の産業構造審議会経済産業政策新機軸部会に「事業再構築小委員会」を設置され、新たな事業再構築のための法制度の方向性が議論されています。

最新の資料はこちらをご覧ください。

第2回では、「一部の債権者で多数決を行い、反対債権者を拘束する形で権利変更を行うことは憲法違反とならないか」との懸念について、

「本制度の対象債権を金融機関等が有する金融債権に限定した場合、本制度に憲法第29条第1項、第2項及び第14条第1項に違反する点は見られない」

「財産権に関連して、本制度の法律成立以前に発生した債権を本制度の対象とすることも、憲法に違反しない」

との東京大学の宍戸常寿教授（当事務所で司法修習をしていただいた弁護士さんの結婚披露宴@鹿児島の際にお隣の席に座らせていただきましたが、宍戸先生は覚えておられないと思います。苦笑）の意見書も提出され、大変興味深い議論が交わされています。

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shin_kijiku/business_restructuring/

◆知的財産◆

【Web制作において気を付けるべき著作権とは】

Web制作において、著作権は非常に重要な要素です。適切な知識と対策を持つことで、トラブルを未然に防ぐことができます。

本コラムでは、Web制作に関わる著作権について詳しく解説し、具体的な注意点や対策方法をご紹介します。

<https://kyotosogo-law.com/post-5427/>

【2024年度知的財産権制度入門テキスト】

特許庁が社内研修等での利用を目的として「2024 年度知的財産権制度入門テキスト」を公表しました。ぜひ有効活用してください！

https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/text/2024_nyumon.html

【出願支援ガイド「商標出願ってどうやるの？」】

第4版が発行されました。「本ガイドでは、拒絶されない商標出願をするためのポイントを分かりやすく解説しており、初めて商標出願するユーザーに、是非読んでいただきたい内容となっています。」とのことです。

ぜひ有効活用してください！

https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/seidogaiyo/shutugan_shien/index.html

【事例から学ぶ 意匠制度活用ガイド】

第6版が発行されました。「本書では、デザイン保護の中心的な役割を果たす意匠制度の活用方法について、具体的な事例を基に紹介しています。」「事例紹介の切り口は「意匠権に期待される効果」です。」とのことです。

ぜひ有効活用してください！

https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/2907_jirei_katsuyou.html

◆ 広告規制・消費者契約 ◆

【令和6年10月1日施行改正景品表示法】

この10月1日から改正景品表示法が施行されます。準備は大丈夫ですか？

念のため、主な改正内容をおさらいしてきましょう。

<課徴金制度の強化>

- ・ 課徴金算定の対象期間における売上金を推計できる規定の整備
- ・ 10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある事業者は、課徴金が1.5倍

<直罰の新設>

- ・優良誤認表示や有利誤認表示に対して措置命令を経由せずいきなり罰金を科することも可能に

<確約手続の導入>

- ・事業者が自ら是正措置計画を申請して認定を受けることで措置命令や課徴金納付命令を回避

<消費者への返金措置の弾力化>

- ・電子マネー等も可能に

<適格消費者団体による開示要請既定の導入>

- ・適格消費者団体が事業者に対して表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の開示を要請することが可能に

【ステマ規制の概要と罰則等！景品表示法との関係と企業が取べき対策】

ステマ規制の解説記事を書きましたので、ぜひご覧ください。

- ・ステマ（ステルスマーケティング）とは？
- ・ステマ規制の重要性
- ・違法と見なされるステマ規制の事例
- ・ステマ規制違反を防ぐ手法

<https://kyotosogo-law.com/post-5400/>

【不実証広告とは？景品表示法との関係と企業が取べき対策】

不実証広告規制についての解説記事を書きましたので、ぜひご覧ください。

- ・不実証広告とは？
- ・違法と見なされる不実証広告規制の事例
- ・不実証広告における合理的な根拠とは
- ・不実証広告におけるペナルティ

<https://kyotosogo-law.com/post-5454/>

◆契約書◆

【PRTIMES STORY】

契約書チェックサービスについての PRTIMES STORY が公開されましたので、ぜひご覧ください。

京都総合法律事務所が“矜持と覚悟”をもって臨む契約書チェックサービス

AI と協働し、AI を超える職人的な活動の裏にある想いとは

<https://prtims.jp/story/detail/ZrXQX1f7Z2b>

【契約書・利用規約 NG 集】

B to C の契約で次のような条項が契約書や利用規約等にある場合は、**適格消費者団体から狙われるリスクが高い**です。

実際に指摘を受けて裁判となったり、裁判前に削除に至ったりした条項を列挙しますので、ヒヤットした方は今すぐご相談ください。

<デジタル漫画サービス>

- ▲ 前各号に定めるほか、当社が不適切と判断する行為に違反した場合、サービスの停止又はアカウントの削除を行います。
- ▲ その他、当社が本サービスの利用を適当でないと判断した場合、事前の通知なくサービスの全部若しくは一部の利用制限又は登録抹消をします。
- ▲ 当社が必要と判断する場合、事前に利用者に通知することなく、いつでも本規約を変更できるものとします。

<マッチングサービス>

- ▲ メンバーがアカウント削除を希望する場合は、先にビジターへのコース変更手続きを行う必要があります。クレジットカード決済によりメンバー登録をした会員がビジターへのコース変更を希望する場合、メンバー期間満了日の前日 18 時までに担当婚シェルへの連絡、もしくは事務局への連絡（問い合わせ窓口、メール）で申出を行い、発行された当社所定の退会フォームに記入の上、当社に通知するものとし、当該通知が当社に到達後のメンバー期間満了日をもってコース変更となります。

◆承継・相続◆

【きょうと市民相続相談センター】

(一社) きょうと市民相続相談センターは、「相続を通じて家族みんなの笑顔を作る」をモットーとして相続に関するあらゆるお悩みに対応すべく無料相談回を定期的で開催しています。

<https://www.shiminsouzoku.com/%E7%9B%B8%E7%B6%9A%E7%84%A1%E6%96%99%E7%9B%B8%E8%AB%87%E4%BC%9A/>

【2】当事務所のサービス案内

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

【リーガルサポート】

従来の顧問契約から一歩進み、皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行うという信念に基づいてサービス内容を可視化し、明確にしました。

<https://kyotosogo-law.com/post-3164/>

【契約書サポートプラン】

契約書を制する者がビジネスを制す。体裁を整えるだけでは不十分です。

<https://kyotosogo-law.com/keiyakusyosakusei/>

【ハラスメント外部通報窓口・公益通報窓口】

京都総合法律事務所では、ハラスメント外部通報窓口・公益通報窓口業務を承っており、上場企業、大学、病院等での実績があります。窓口は即日開設可能です。

<https://kyotosogo-law.com/%e3%80%8c%e3%83%8f%e3%83%a9%e3%82%b9%e3%83%a1%e3%83%b3%e3%8>

阪神タイガースは、ジャイアンツとの歴史の残るデッドヒートですね。1勝の重みは2021年のゲーム差0での2位で思い知ったはず。ここまで来たら後は良いイメージだけ持って後ろを振り返らず突き進んでください！

先月号では「海の向こうでは、投手としてリハビリ中であるにもかかわらず三冠王や50-50（50本塁打&50盗塁）も?!なんて漫画みたいな大活躍をしている大谷翔平選手ですが」と書きましたが、50-50をサラッと達成してしまいました。「漫画みたいな」ではなく「漫画以上の」大活躍で、パワプロのサクセスモードそのままですね。

目の前のゴミを拾うところから心身を鍛え直します。

井上尚弥選手の9/3の試合は、ネリ戦での反省?も活かした落ち着いた滑り出しから、相手に打たせてインプットが完了し、いよいよ!というところで終わりましたね。

試合終了時の井上選手の表情も不完全燃焼感でいっぱいだったのではないのでしょうか。背中の鬼からも「俺の出番は?」という声が聞こえてきました。鬼が出るまでもなかったというのが事実ですね。

この試合はこの試合で玄人の解説を聞きながらゆっくり観るととても見どころがあるのだと思いますが、早くも今年3戦目となる12月の試合が待ち遠しいです!

F1もプロ野球に負けずデッドヒートです。

第16戦イタリアGPは、シャルル・ルクレール選手（フェラーリ）が優勝。

第17戦アゼルバイジャンGPは、オスカー・ピアストリ選手（マクラーレン）が優勝。

第18戦シンガポールGPは、ランド・ノリス選手（マクラーレン）が優勝。

毎試合優勝者が入れ替わる春秋戦国時代です。そんな中でもマクラーレンは、ここ5戦で3勝と完全に波に乗っています。コンストラクターズでもついにレッドブルを抜いて首位に立ちました。

2010~2013年：レッドブル

2014~2021年：メルセデス（8連覇!）

2022~2023年：レッドブル

と、この14年間は2チームで分け合ってきた Constructors・チャンピオンですが、マクラーレンがその牙城を打ち破りそうです。マクラーレンが優勝した場合、1998年以來ということになります。

悔しいレース展開が続いていた角田裕毅選手（ビザ・キャッシュアップ RB）は、シンガポール GP で久々の Q3 進出！決勝ではスタートの蹴り出しがイマイチで順位を下げてしまいましたが、終盤の追い上げは光っていましたよ！

今クルールのテレビドラマは、西園寺さんとブラックペアン2を観ていました。

ブラックペアンは、なぜか最終回が録画できていないという悲劇に見舞われましたが、同じ事務所の弁護士が臨場感溢れる解説をしてくれたので、（観てないけど）最終回にとても感動しました。

それではまた来月！

（弁護士 野崎隆史）

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HPからご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル5階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

労務トラブル特化サイト

<https://kyoto-kigyohomu.com/>

知的財産専用ページ

<https://kyotosogo-law.com/intellectual-property-team/>

弁護士 野崎隆史

nozaki@kyotosogo-law.com